

令和3年第2回

多摩川衛生組合議会定例会

(会議録)

多摩川衛生組合議会定例会会議録

1. 日 時 令和3年11月12日(金)午後2時15分

2. 場 所 多摩川衛生組合議場

3. 応 招 議 員 (16名)

1番	栗山 たけし 君
2番	西村 あつ子 君
3番	佐々木 貴史 君
4番	三角 たけひさ 君
5番	西の なお美 君
6番	比留間 利蔵 君
7番	奈良崎 久和 君
8番	手塚 としひさ 君
9番	古濱 薫 君
10番	香西 貴弘 君
11番	遠藤 直弘 君
12番	柏木 洋志 君
13番	いそむら あきこ 君
14番	山岸 太一 君
15番	つのだ 寛美 君
16番	北浜 けんいち 君

4. 不 応 招 議 員 な し

5. 出 席 説 明 員

管 理 者	高橋 勝浩 君
副 管 理 者	松原 俊雄 君
副 管 理 者	高野 律雄 君
副 管 理 者	永見 理夫 君
会 計 管 理 者	秋和 広子 君
事 務 局 長	吉野 浩章 君
総 務 課 長	大砂 銀二郎 君
施 設 課 長	加藤 稔 君
事 務 局 副 参 事	佐藤 俊彦 君

6. 会 議 書 記

総 務 係 長	松本 光 君
人事議事担当係長	楠本 聡 君

議 事 次 第

- 第 1 諸般の報告
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 管理者行政報告
 - 第 5 第6号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定
について
 - 第 6 第7号議案 令和3年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）
 - 第 7 第8号議案 令和3年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変
更について
 - 第 8 第9号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の
数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変
更について
-

午後2時15分 開会・開議

○議長（佐々木 貴史君） ただいまから、令和3年第2回「多摩川衛生組合議会定例会」を開会いたします。

議案につきましては、事前に配付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

本日の出席議員は16名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

○議長（佐々木 貴史君） それでは、日程第1「諸般の報告」を行います。

当議会定例会の傍聴につきましては、前回5月に開催されました臨時会と同様に、新型コロナウイルス感染防止対策として、傍聴場所におきましては、議場外の指定した場所での音声のみの傍聴といたしますが、議場内での傍聴を希望される場合については、新型コロナウイルス感染防止対策として「マスクの着用、手指消毒及び検温の実施」という条件で議場内での傍聴を許可いたします。

また、報道関係者のカメラやフィルムの撮影については、議事の進行の支障にならない範囲及びマスクの着用など、新型コロナウイルス感染防止対策を十分取った上で管理者行政報告の始まる前までといたします。

○議長（佐々木 貴史君） 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

多摩川衛生組合議会会議規則第77条の規定により、議長において、6番比留間利蔵議員、10番香西貴弘議員、13番いそむらあきこ議員を本定例会の会議録署名議員に指名させていただきます。

○議長（佐々木 貴史君） 次に、日程第3「会期の決定」を議題といたします。

本定例会を開会するにあたりまして、10月29日に議会運営委員会が開かれておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員長。

○議長運営委員長（三角 たけひさ君） それでは、報告をさせていただきます。

本日の第2回「多摩川衛生組合議会定例会」の開会に先立ちまして、10月29日に議会運営委員会を開催し、本会の会期等、議会運営について協議を行っておりますので、その結果についてご報告をさせていただきます。

本定例会の会期につきましては、本日1日とすることに決定をいたしました。

なお、会議の日程につきましては、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

最後に、本定例会の円滑な運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

○議長（佐々木 貴史君） 以上で、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異

議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐々木 貴史君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（佐々木 貴史君） 次に、日程第4「管理者行政報告」について発言を許可します。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 本日は、各市とも定例議会を間近に控えまして、大変お忙しいところ、令和3年第2回「多摩川衛生組合議会定例会」にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本年5月25日に開催されました臨時会以降の組合の概況につきましてご報告を申し上げます。

はじめに、令和3年度上半期のごみ処理等の実績につきましてご報告をいたします。

可燃ごみの搬入量につきましては、4万6,439トンとなっております。

不燃・粗大ごみにつきましては、1,585トンが搬入されております。

し尿処理量につきましては、929キロリットルとなっております。

三鷹市のし尿の処理量につきましては、令和3年度の契約量は200キロリットルでございますが、9月末現在、57キロリットルで契約量の29%となっております。

次に、監査につきましてご報告を申し上げます。

令和3年6月23日に令和2年度4月・5月分及び令和3年度4月・5月分の検査を、令和3年8月26日に令和3年度6月・7月分の検査及び令和2年度決算審査を、令和3年10月27日に令和3年度8月・9月分の検査をそれぞれ実施していただきました。

以上の例月出納検査につきましては、財務等に関する事務は適正になされている旨の監査報告をいただいております。

なお、令和2年度の決算につきましては、本日の議会定例会において監査委員からの審査意見書を添え、上程いたしております。

本定例会には管理者提出議案といたしまして、令和2年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定、令和3年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）など4議案を提出させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上、ご挨拶と合わせて行政報告といたします。

○議長（佐々木 貴史君） 以上で、管理者行政報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」の声あり]

○議長（佐々木 貴史君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

○議長（佐々木 貴史君） 日程第5「第6号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 「第6号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の提案理由を申し上げます。

議案書につづってございます決算書の4ページ及び5ページをお開きください。

令和2年度の一般会計の決算規模でございますが、歳入総額は5ページ左側の収入済額の合計欄にありますように、20億2,096万1,269円でございます。

次に歳出でございますが、6ページ及び7ページをお開きください。

歳出総額は7ページ左側の支出済額の合計欄にありますように、19億3,450万385円で、歳入歳出差引残額は6ページの欄外に記載のとおり、8,646万884円となっております。

以上が、令和2年度の一般会計決算額でございます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の決算等審査意見書を添えて、議会の認定に付するものでございます。

今後も本組合では、構成市の厳しい財政状況に鑑み、財源の的確な把握、不用額の削減など、予算の効率的かつ計画的な執行に努めてまいります。また、事業運営にあたりましては、安全性を第一に優先するとともに、効率性の向上を図りながら、今後も組合職員が一丸となって取り組んでまいります。

詳細につきましては、事務局長から説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（佐々木 貴史君） 第6号議案の補足説明について、事務局長の発言を許可します。

事務局長。

○事務局長（吉野 浩章君） 「第6号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書につづってございます令和2年度決算書をご覧ください。

まず、歳入でございます。決算書10・11ページをお開きください。11ページの左から2列目の収入済額の欄をご覧ください。

第1款「分担金及び負担金」第1項「負担金」第1目「負担金」では、当初予算が16億5,679万6,000円で、増額補正を8,763万9,000円行い、予算現額は17億4,443万5,000円となっており、収入済額も予算現額と同額となっております。

第1款の内訳として、第1節「ごみ処理負担金」の予算現額は、16億8,762万4,000円で、第2節「し尿処理負担金」が5,681万1,000円となっております。

続いて、第2款「使用料及び手数料」第1項「使用料」第1目「使用料」でございます。当初予算は610万9,000円で、予算現額も同額となっており、移動通信機器設置料のほか、運転委託関係職員の施設内駐車料及び厚生施設使用料、職員の施設内駐車料等の合計額として、610万5,024円を収入しております。

次に、第3款「財産収入」第1項「財産運用収入」第1目「利子及び配当金」でございます。当初予算が217万4,000円で、予算現額も同額となっております。収入

済額は217万4,556円で、内訳といたしましては財政調整基金預金利子の222円及び施設整備基金預金利子の217万4,334円となっております。

続いて、第4款「繰越金」第1項「繰越金」第1目「繰越金」では、科目設置で計上いたしました当初予算額の1,000円に前年度繰越金として1億850万4,000円を補正し、予算現額は1億850万5,000円となり、収入済額は1億850万4,608円となっております。

1枚おめくりいただきまして、12・13ページをお開きください。

第5款「諸収入」では、当初予算は1億4,240万1,000円で、蒸気タービンロータ改修工事に伴う売電量の減少などにより、6,086万円を減額補正し、予算現額は8,154万1,000円となっております。

収入済額は9,493万8,881円となっております。収入済額の内訳といたしましては、第1項「預金利子」第1目「預金利子」で4,077円を収入しております。

第2項「雑入」第1目「雑入」では9,493万4,804円を収入し、主なものとして売電料5,815万1,315円を収入しております。

同じく第2項「雑入」の第2目「弁償金」では、東京電力ホールディングス株式会社からの原子力発電所の事故に伴う賠償金を計上しておりまして、18万9,660円を収入しております。

続けて、第3目「違約金及び延滞金」でございますが、内容といたしましては契約違約金でございます。令和2年度に計画しておりました「煙突清掃点検委託」の事業において、契約先が清掃に必要とする機材の確保ができないことから、契約解除の申入れがあり、契約規約に基づきまして契約額の10分の1である55万円を収入したものでございます。

次に、第6款「国庫支出金」第1項「国庫補助金」第1目「国庫補助金」でございます。予算額は95万円で、予算現額も同額となっております。廃棄物処理施設モニタリング等事業費の国庫補助金として100万3,200円を収入しております。

1枚おめくりいただきまして、14・15ページをお開きください。第7款「繰入金」第1項「基金繰入金」第1目「施設整備基金繰入金」でございます。

予算現額は6,386万6,000円となっておりますが、施設整備基金繰入金として、対象事業の多摩川衛生組合基幹的設備改良工事（蒸気タービンロータ改修）で5,500万円と、同改良工事（蒸気タービンロータ取替）で880万円の合計である6,380万円を施設整備基金から収入しております。

以上、当初予算の18億843万1,000円に繰越金をはじめとする補正予算1億9,914万9,000円を加え、予算現額は20億758万円となっております。予算現額に対する収入済額は20億2,096万1,269円で、同額が歳入決算額となっております。

なお、令和2年度歳入決算に際しまして、不納欠損及び収入未済はございませんでした。

続いて、令和2年度歳出決算でございます。決算書16・17ページをお開きください。

第1款「議会費」第1項「議会費」第1目「議会費」は、当初予算が861万1,0

00円で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、次年度に延期となった行政施設関連経費の148万6,000円を減額補正し、予算現額は712万5,000円となっております。

議会費の支出済額は699万2,014円で、不用額が13万2,986円となっております。不用額の主な要因は議会交際費の支出事案が少なかったことと、会議速記委託における会議時間数が見込みより短かったことによるものでございます。

次に、第2款「総務費」でございます。当初予算額が2億7,180万9,000円となっておりますが、1億176万9,000円を補正し予算現額は3億7,357万8,000円となっております。

総務費の内訳において、第1項「総務管理費」第1目「一般管理費」では、当初予算額が2億7,107万4,000円で、1億186万5,000円を補正いたしてありまして、予算現額は3億7,293万9,000円となっております。支出済額は3億5,833万8,178円、不用額は1,460万822円となっております。不用額の主な要因としましては人件費となっております、共済費等での実際の負担額が予算で設定した率よりも低かったこと、積算時に未確定となっている派遣職員給料を最高額としたことなどで予算積算時と実支給額に差額が生じ、人件費全般に影響が重なったことによるものでございます。

2枚おめくりいただきまして、20・21ページをお開きください。

第2款「総務費」第2項「監査委員費」第1目「監査委員費」でございます。当初予算が73万5,000円で、議会主催の行政視察の延期に伴い、旅費の9万6,000円を全て減額補正し、予算現額は63万9,000円となっております、支出済額は63万8,073円、不用額は927円となっております。

第3款「施設運営費」でございます。当初予算額が14億405万9,000円で、3,500万円の増額補正を行い、予算現額は14億3,905万9,000円となっております、支出済額は14億1,088万5,451円で、不用額は2,817万3,549円となっております。

第3款「施設運営費」の内訳でございます。

第1項「ごみ処理施設費」第1目「可燃ごみ処理費」では、当初予算が11億9,125万8,000円で、3,500万円の増額補正を行い予算現額は12億2,625万8,000円となっております、支出済額は12億456万616円、不用額は2,169万7,384円となっております。

22・23ページをお開きください。

第1項「ごみ処理施設費」第2目「不燃・粗大ごみ処理費」では、当初予算、予算現額とも1億6,821万9,000円で、支出済額は1億6,286万8,255円、不用額は535万745円となっております。

24・25ページをお開きください。

続きまして、第2項「し尿処理施設費」第1目「し尿処理費」でございます。当初予算は4,458万2,000円で予算現額も同額でございます。支出済額は4,345万6,580円、不用額は112万5,420円となっております。

施設運営費全体の不用額の主な要因といたしましては、可燃ごみ処理費の第10節「需

用費」の燃料費で焼却炉の立ち上げ立ち下げ時に使用するバーナーの燃料である灯油の購入単価が当初の見込みより下がったことなどで予算の約50%の執行額になったこと、消耗品費においては予定されていた消耗部品において状態が良好であるため、交換などを見送り、不用額が生じております。

光熱水費においては、不燃粗大ごみ処理施設において電気料の使用料が見込みより減となったことにより不用額が生じております。

また、第12節「委託料」、第14節「工事請負費」などの契約時の差金によるものや予定された工事が中止となり、契約の一部を減額したことなどによるものでございます。

施設運営費のご説明は、以上となります。

続けて、下段に記載があります第4款「公債費」でございます。

予算現額が8,566万4,000円で、支出済額は8,556万3,012円、不用額は10万988円となっております。主な不用額につきましては、一時借入金の支出がなかったことにより、一時借入金の利子分として計上していた10万円の予算が不用額となったものでございます。

内訳といたしましては、平成27年度から平成28年度にかけて施工いたしました灰処理設備改造工事の事業費の一部を、ごみ処理施設整備事業債として財政融資資金及び東京都区市町村振興基金から借入れをしているところでございまして、決算書の26・27ページに記載をさせていただいております、第1項「公債費」第1目「元金」では8,469万9,723円、第2目「利子」では86万3,289円をそれぞれ償還金として支出しているところでございます。

次に、その下段の第5款「諸支出金」でございます。予算現額が828万8,000円で、支出済額は828万3,657円で、不用額は4,343円となっております。

次の第6款「予備費」でございますが、令和2年度の予備費の充当はございませんでした。

次に、第7款「施設建設費」でございます。令和2年度の当初予算では施設建設費の計上がございませんでしたので、新たに科目設置を行った関係で予備費の次に位置づけられております。予算現額が6,386万6,000円で、支出済額は6,380万円、不用額は6万6,000円となっております。施設整備費の科目設置につきましては、蒸気タービンロータ羽根取付部の損傷による改修及び本体の取替工事を行うために計上させていただいたものでございます。

歳出の最後の欄に、歳出合計として、当初予算18億843万1,000円に補正予算として1億9,914万9,000円を追加し、予算現額を20億758万円としております。これに対し支出済額は19億3,450万385円で、不用額が7,307万9,615円となっております。

続きまして、30ページをお開きください。「実質収支に関する調書」でございます。

令和2年度一般会計の決算規模は、歳入決算額が20億2,096万1,000円、歳出決算額が19億3,450万円となっております。歳入歳出差引額が8,646万1,000円で、実質収支も同額となっております。

続きまして、32ページをお開きください。「財産に関する調書」でございます。

32ページから33ページにかけて、上段には公有財産（土地及び建物）、下段には物

品の保有状況を記載しております。

続きまして、34ページをお開きください。

財政調整基金及び施設整備基金につきまして、前年度末（平成31年度末）から決算年度末（令和2年度末）における現金と国債の残高、決算年度中の増減高の内訳を示しております。

内容といたしまして、上段の表の財政調整基金では、平成31年度末に2,259万4,499円となっておりますが、決算年度中に610万9,323円を積み立て、決算年度末現在高は2,870万3,822円となっております。

また下段の表の施設整備基金では、平成31年度末に26億2,148万4,068円となっておりますが、決算年度中に8,217万4,334円を積み立て、基幹的設備改良工事費の財源として6,380万円を一般会計に繰り入れ、普通預金から定期預金への切替額として8,000万円を振り替えたことなどで1億4,380万円を減とする表記となりまして、決算年度末現在高は25億5,985万8,402円となっております。

最後に、別冊で決算書と事務報告書の間につづっております「令和2年度決算等審査意見書」をご覧ください。

令和3年8月26日に3名の監査委員による決算審査を実施していただいた結果、記載のとおり審査意見をいただき、適正に処理がなされているとお認めいただいております。

そのほか、令和2年度の事業報告につきましては「令和2年度事務報告書」をご覧ください。

以上で「第6号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」のご説明とさせていただきます。

○議長（佐々木 貴史君） 以上で提案理由及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（佐々木 貴史君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（佐々木 貴史君） 討論を終結いたします。

これより「第6号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

○議長（佐々木 貴史君） 挙手全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり認定されました。

○議長（佐々木 貴史君） 次に、日程第6「第7号議案 令和3年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）」と日程第7「第8号議案 令和3年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」は、ともに関連がございますので、一括して説明を

受け、質疑も一括で行い、その上でそれぞれの議案についてお諮りいたしたいと考えておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐々木 貴史君） ご異議なしと認め、そのように進行いたします。

それでは、管理者より第7号議案、第8号議案の提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 「第7号議案 令和3年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）」及び「第8号議案 令和3年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」につきまして、一括してご説明を申し上げます。

お手元の「第7号議案 令和3年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）」の1ページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,342万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,844万4,000円とするものでございます。

「第8号議案 令和3年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」は、第7号議案の補正予算（第1号）におきまして、令和3年度の組織団体の負担金に変更が生じることから、多摩川衛生組規約第13条の規定により、負担金の変更をすることについて議決をいただくものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（佐々木 貴史君） 第7号議案、第8号議案の補足説明について、事務局長の発言を許可します。

事務局長。

○事務局長（吉野 浩章君） 「第7号議案 令和3年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）」及び「第8号議案 令和3年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」、一括して提案理由の補足説明を申し上げます。

補正予算（第1号）の概要でございますが、毎年度行っている前年度の構成市負担金の精算についてと新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止を余儀なくされている事案もあることから、当該事業費の当初予算で計上した事業費の減額補正も併せて行います。

続きまして、詳細についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、別添となっておりますさくら色の表紙の横向きの資料「令和3年第2回多摩川衛生組合議会定例会議案関係資料」をご覧ください。

表紙と1ページをおめくりいただいて、2ページをご覧ください。

第7号議案関係資料でございます。

まず、歳入の構成市負担金でございます。ごみ処理負担金とし尿処理負担金、それぞれに減がございまして、右側の補正概要の表をご覧ください。

ごみ処理負担金では、稲城市が55万6,000円、狛江市が50万2,000円、府中市が117万7,000円、国立市が49万6,000円で、合計273万1,000円を減額補正することとなっております。

一方、し尿処理負担金につきましても、稲城市が28万円、狛江市が2万4,000円を減額補正となります。

続いて、繰越金でございますが、令和2年度歳入歳出決算に伴う繰越金について増額補正をいたします。繰越金額8,646万円を増額補正し、当初予算の1,000円と合わせて8,646万1,000円とさせていただきます。

次に、歳出でございますが、ただいまご覧いただいている議案関係資料の3ページ左側の表をご覧ください。

はじめに、議会費につきましては、令和3年度は宿泊を伴う行政視察を実施する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、視察の延期が決定したことから、これに係る予算の全てを減額することとしております。

内訳といたしましては、旅費が76万8,000円、使用料及び賃借料が71万8,000円で、議会費総額では148万6,000円を減額補正とさせていただきます。

続きまして、総務費でございます。

組合議会主催の行政視察が延期の決定となったことで、正副管理者及び随員する職員の旅費の減額補正を行います。

また、構成市のイベントについて年度途中で中止の決定が通知されたことから、当初に予算計上していたイベント用消耗品の予算を全て減額補正することといたしました。

内訳といたしましては、一般管理費の行政視察における特別旅費で51万4,000円、需用費の消耗品費ではイベント用消耗品73万6,000円の減額補正としております。

使用料及び賃借料においては、議会主催行政視察の事前調査に係る高速道路等通行料の1万9,000円を減額とし、同じく構成市随員職員の視察経費の負担金補助及び交付金において18万4,000円の減額補正をいたします。

続けて、償還金利子及び割引料として令和2年度の構成市負担金精算金として、歳入歳出差引額の8,646万円を増額補正し、令和3年度当初予算の1,000円と合わせて8,646万1,000円となっております。

構成市別の内訳といたしましては、同じ資料の右側下段の表になっております令和2年度4市精算金となっているところをご覧ください。

円単位で申し上げますが、稲城市が2,209万1,010円、狛江市が1,745万7,217円、府中市が3,282万8,356円、国立市が1,408万4,301円、合計で8,646万884円となっております。

左側の表にお戻りいただきまして、総務費の監査委員費では組合議会主催の行政視察同行に係る旅費で9万6,000円を減額補正しております。

以上が、令和3年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）の内容となっております。補正前の20億4,501万9,000円に8,342万5,000円を補正し、補正後の予算額を21億2,844万4,000円といたしております。

以上で、令和3年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして「第8号議案 令和3年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更

について」の補足説明を申し上げます。

別添となっておりますさくら色の表紙の議案関係資料4ページの縦向きになります資料をご覧ください。

本件につきましては、令和3年2月の議会定例会で令和3年度歳入歳出予算の採決と同時に「令和3年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について」で議決をいただいたところですが、先ほどの補正予算（第1号）におきまして構成市の負担金の減額がございましたことから、多摩川衛生組合同規約第13条の規定に基づきまして改めて議案提出するものでございます。

負担金の額につきましては、先ほど補正予算（第1号）の歳入におきましてご説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

以上で「第7号議案 令和3年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）」及び「第8号議案 令和3年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」の提案理由の補足説明を終わります。

○議長（佐々木 貴史君） 以上で提案理由及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（佐々木 貴史君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（佐々木 貴史君） 討論を終結いたします。

質疑、討論は一括して審議いたしました。議案の採決につきましてはそれぞれ個別に行うことといたします。

それでは、まず、お諮りいたします。「第7号議案 令和3年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

○議長（佐々木 貴史君） 挙手全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。「第8号議案 令和3年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

○議長（佐々木 貴史君） 挙手全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木 貴史君） 日程第8「第9号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」を議題といたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 第9号議案の提案理由を申し上げます。

秋川流域斎場組合より、東京都市町村公平委員会の共同設置に加入したい旨の依頼があり、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を増加させるために、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があることから、地方自治法第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約」を変更するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（佐々木 貴史君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」の声あり]

○議長（佐々木 貴史君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」の声あり]

○議長（佐々木 貴史君） 討論を終結いたします。

これより「第9号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（佐々木 貴史君） 挙手全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木 貴史君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第2回「多摩川衛生組合議会定例会」を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後3時00分閉会

上記のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

多摩川衛生組合議会議長 佐々木 貴 史

多摩川衛生組合議会議員 (6) 比留間 利 蔵

多摩川衛生組合議会議員 (10) 香 西 貴 弘

多摩川衛生組合議会議員 (13) いそむら あきこ